

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３６条第１項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和8年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人萌生会	ヘルパーステーションあすなろ	安佐北区口田南八丁目１５番２号	居宅介護	令和8年7月1日
株式会社Gence	真心	西区小河内町二丁目５番５号	重度訪問介護	令和8年7月1日
社会福祉法人萌生会	ヘルパーステーションあすなろ	安佐北区口田南八丁目１５番２号	重度訪問介護	令和8年7月1日
合同会社あいのあ	ショートステイぴいす	佐伯区薬師が丘四丁目２０番２４号	短期入所	令和8年7月1日
株式会社グレースラウン	0enはあと	中区中町１番２４号クラス袋町公園ビル３F	就労継続支援Ｂ型	令和8年7月1日
株式会社ユルト	ユルトlovinG	中区上幟町５番１７号木長ビル３階	共同生活援助	令和8年7月1日
合同会社あいのあ	グループホームぴいす	佐伯区薬師が丘四丁目２０番２４号	共同生活援助	令和8年7月1日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第１項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

令和8年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社ライフサポート笑陽	Luanaこごみ	安佐北区可部五丁目１５番３０－３号 A号室	保育所等訪問支援	令和8年7月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条第 2 項の規定により、
下記のとおり地域生活支援事業の開始の届出がありました。

令和8年7月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	開始年月日
社会福祉法人萌生会	ヘルパーステーションあすなろ	安佐北区口田南八丁目 1 5 番 2 号	移動支援	令和8年7月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２０第１項の規定により、
下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

令和8年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社Shine	相談支援事業所かがやき 紬	安佐南区祇園二丁目４７番８号	特定相談	令和8年7月1日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２８第１項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

令和8年7月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社Shine	相談支援事業所かがやき 紬	安佐南区祇園二丁目４７番８号	障害児相談	令和8年7月1日